

令和8年流山市教育委員会会議第3回定例会会議録

- 1 日 時 令和8年3月30日（月曜日）
開会 午前10時00分
閉会 午前11時00分
- 2 場 所 流山市役所 305会議室
- 3 出席委員 教 育 長 吉田 瑞穂
教育長職務代理者 宮田 義則
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
委 員 勝本 正實
委 員 上條 理恵
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 新倉 英之
学校教育部長 南 暁男
生涯学習部長 石川 博一
学校教育部次長兼学校教育課長 郡司 美紀
生涯学習部次長
兼文化芸術・生涯学習課長 寺門 宏晋
教育総務課長 横尾 伸一
学校施設課長 横山 則之
指導課長 高畑 佐文
スポーツ振興課長 日向 茂人
公民館長 染谷 秀則
図書館長 伊原 純子
博物館長 北澤 滋
いじめ防止相談対策室長 吉川 正一

- | | | | |
|---|-------|---------------|--------|
| 7 | 事務局職員 | 教育総務課長補佐 | 遠山 美保 |
| | | 教育総務課庶務係長 | 石川 春樹 |
| | | 教育総務課主任主事 | 右田 宏樹 |
| | | 教育総務課会計年度任用職員 | 寺坂 真佐美 |

8 議案等

- 議案第 3号 流山市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
- 議案第 4号 流山市情報セキュリティポリシーの共同策定について
- 議案第 5号 流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 6号 流山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 7号 流山市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 8号 流山市学校運営協議会設置運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 9号 流山市特別支援スーパーバイザー設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 10号 流山市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 11号 流山市学校サポート教員の設置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議案第 12号 流山市学校図書館司書の設置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議案第 13号 流山市教育支援コーディネーター等の設置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議案第 14号 令和8年4月1日付け流山市教育委員会職員（管理職）人事異動について

9 議事の内容

（開会 午前10時00分）

教育長

ただいまから、令和8年流山市教育委員会会議第3回定例会を開会します。
まず、令和8年流山市教育委員会会議第2回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘ございますか。

(特になし との声あり)

教育長

特になしということですので、承認ということにします。

これより議事に入りますが、議案第14号「令和8年4月1日付け流山市教育委員会職員（管理職）人事異動について」は、人事に関する事項です。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして、当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等事務連絡の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育長

御異議なしと認めます。よって、当該案件につきましては非公開とし、各課等事務連絡の後に審議します。

それでは議事に入ります。

議案第3号「流山市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

本計画は、教職員の長時間勤務の是正及び心身の健康確保を図るとともに、持続可能な学校教育体制を整えることを目的として策定するものです。近年、教職員の勤務実態について長時間勤務が課題となっており、国からは「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」や学校教職員の働き方改革の取組等が示されています。こうした国の方針を踏まえ、本市としても、教職員が心身ともに健康な状態で教育活動に専念できる環境を整備する必要があり、また、令和8年4月に施行される「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の改正内容においても、本計画の策定、公表等が義務付けられていることから、本計画を策定し、実施していくものとなります。

計画の内容ですが、平成31年中央教育審議会答申で整理された「学校・教師が担う業務に係る3分類」に沿って、おおまかに説明すると次の点について取り組むこととしています。1点目は「学校以外が担うべき業務」、2点目は「教師以外が積極的に参画すべき業務」、3点目は「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」となっています。本計画案は、これに基づいて具

体的にその概要について記載しています。本市については、他市と比較して若年層教員が多いため、若年層のケアが課題となる一方で、数少ない中堅層にかかる負担が増加している傾向があります。教育委員会が実施する研修等で、学校等の勤務の効率化について触れるなど、教職員の健康確保措置について、引き続き努めてまいりたいと考えています。

先だって、教育委員の皆様にご意見を頂戴するべく、議案を送付させていただきましたが、御質問の中で一番多くいただいたものは、責任の所在です。基本的に学校内の事は学校ですが、学校外については学校以外の家庭等の責任ということで、やはり一義的な家庭の責任というものを今後も訴えつつ、地域等の協力も得ながら教職員の働き方改革を進めていきたいと考えています。

教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

羽中田委員

意見として水泳指導のことを書かせていただきましたが、「学校業務の3分類」の中で、管理と指導を区別して表記しないといけないと思います。既にそのようにすみ分けされているとは思いますが、明確に見て分かるようにしないと、本来教員が担うべきことを業者に委託するような感想を持ってしまう気がしました。他職種に業務を委託するというのは、いわゆる流山市が進めている、スポーツセンター等で水泳指導を行うこととは別だと思えます。あれはあくまで支援をするのであり、主体は教員であるということをおかないといけないと思っています。学習指導要領でも水泳の指導は規定されていますので、その辺りはすみ分けをしておかないといけない。例えば学校にあるプールの管理は他業種、指導は教員というのを明確にさせていただきたいと思えます。

学校教育部長

この項目については、あくまでも施設管理に関することを記載しており、先ほどの3分類の中でも、触れられているのは施設管理のことについてなので、この項目はそれだけです。ですので、委員がおっしゃる指導の部分は別の話となり、これはあくまでも施設管理についてとなります。

羽中田委員

「意見及び回答について」の4(1)イについて、回答欄に「保護者会やPTAとの関係については、SSS(スクールソーシャルスタッフ)などの人材が担う」とありますが、SSSはあまり関係ないのではないかと思った

のですが。

学校教育部長

事務的なものについてということだと思います。実際の関係調整やコーディネートは地域支援コーディネーター等が行うかと思います。教頭先生や主幹教諭、教務主任の事務的なサポートはしても構わないことになっているので、その程度かと思います。

教育長

この回答の部分は、SSSではないと思うので、修正するというようにしたいと思います。

勝本委員

資料の4ページに先生方の残業時間についての目標が書かれており、文部科学省からは5年後の目標値ということが言われているようですが、流山市はもっと短くできないのでしょうか。5年ではなくもっと早くこの目標に達するように、先生方の環境を整えてあげることがなかなか難しいのでしょうか。

学校教育部長

それも考えたのですが、一旦、来年度についてはこの基準でいこうと思っています。というのは、我々が把握している、各学校から上がってくる報告の結果は、必ずしも目標値を下げるような要因がまだない状況なので、取組の具体的な内容がある程度浸透していけば数値も変わってくると思うのですが、一旦来年度の目標は、この国基準というか、その目標で出そうということになりました。今後、取組内容の見直しを行った段階で、或いは我々の意気込みの部分も大きいと思うのですが、それによっては短くすることも考えています。

勝本委員

これは先生方にも当然周知することになるわけですが、これが今の5年間ではなく、もうかなり前から先生方は残業に次ぐ残業をなさってきて、これを何とか早く改善しないとだめだよね、ということでの5年間なので、1年でも2年でも早く、残業時間を1ヶ月45時間以内、1年間360時間以内にするとか、休暇がきちんと取れるようにするとか、そうしたことを整えていくのは、教育委員会としてとても大切な役割だと思います。これが働き甲斐に繋がるし、自分自身と自分の家庭を守ることにともなうと思います。学校の子どもたちは先生が面倒を見て、その先生の子どもは別の人に、おじいちゃんおばあちゃんに助けてもらわないと先生が帰れない等の事態を回避して

いくためには、5年という目標をもっと早く実現できるようにすることがとても必要だと思います。また、休暇のことを質問させていただきましたが、結局手当は出ていないのですよね。民間だったら大騒ぎになっています。やはりここも、今まで先生方の使命感ややりがいといったことに甘えているとか頼ってしまっていて、本来ならば、先生方もきちんとお休みを取れるような環境を整えていくことが必要だったわけで、それをこれから5年間で何とか改善していきたいということだと、現場で働いている先生方の状況をもう少し早く改善してあげることができないかというのが私の思いです。

学校教育部長

教育委員会としても全く同じ考えです。今まで取り組んできてできなかったことに関しての原因は、必ずしも仕事の部分ではなく、そもそも令和2年に県の方で出した通知の中にも、教員の意識改革という言葉もありました。また、地域や保護者の意識改革ということもあり、その部分が実はあまり進んでいないということも大きな原因の1つかなと思います。我々としてもできる限りその数字は少なく、45時間は30時間にすべきだと思っていますし、5年かかるところは本当に来年、再来年にすべきだと思うのですが、その原因を考えながら、実際我々も、その中の一環として行っている例えば部活動の地域展開にしても、やはりいろいろな意見を聞くなかで、なかなか難しい面もあるという部分も把握しているところなので、そのあたりも分析しながら、理想にできるだけ近づけるように今後も努力していきたいと考えています。

羽中田委員

先ほど質問した水泳授業についてですが、資料5ページ「9 学校プールや体育館等の施設・整備の管理」の最初の◇に「水泳授業の民間委託外部委託」と入っていたので、そこで少し疑問を感じました。これは「ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」の項目に入る内容だと思います。

教育長

この部分については「水泳授業の」の部分を削除し修正いたします。
ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

教育長

特にないようですので、質疑等を終結します。
議案第3号は、一部修正の上可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育長

御異議なしと認めます。よって議案第3号は、一部修正の上可決することに決しました。

次に、議案第4号「流山市情報セキュリティポリシーの共同策定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

議案書の1ページをお開きください。こちらは、国において、自治体DXの進展を踏まえた対応として、サイバーセキュリティ強化の観点から、地方自治法の改正が行われました。この改正に伴い、サイバーセキュリティの確保の方針を各地方自治体が定めること、公表することが義務化されました。本市では、これまでもセキュリティポリシー自体は定めています。ただ今回の法改正においては、教育委員会を始めとした、市長とは別の執行機関、また議会も含めて、方針の策定・公表をそれぞれ行わなければならないとなっており、その一方で、国からの通知では、各自治体の実情に合わせ、共同策定という形をとることも可となっています。そこで流山市においては、情報セキュリティポリシーを共同策定という形をとることとして、現在のセキュリティポリシーを改定した形で、令和8年4月1日から適用することとするものです。

教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

教育長

特にないようですので、質疑等を終結します。

議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育長

御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号「流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

教育総務部長 議案書14ページをお開きください。流山市総合運動公園はもともと市長部局まちづくり推進部の所管ですが、現在はその中で、市民総合体育館（キッコーマンアリーナ）のみ市長から事務委任を受け、生涯学習部が所管する形をとっておりますが、令和8年4月1日からこの事務委任が解かれ、キッコーマンアリーナを含めた公園全体を市長部局まちづくり推進部において管理し、指定管理者に委任した形で管理運営を行うという変更があります。それに伴い、現在スポーツ振興課所管である市民総合体育館について、出先機関から削除するという改正を行います。

教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

（特になし との声あり）

教育長 特にないようですので、質疑等を終結します。
議案第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

教育長 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号「流山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

教育総務部長 議案書の17ページをお開きください。こちらは組織改編に伴うものです。令和8年4月1日から市長部局の「子ども家庭部」が「こども未来部」に部名が変更されます。これに伴い、規則上の文言の改正を行うものです。

教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

（特になし との声あり）

教育長	<p>特にないようですので、質疑等を終結します。</p> <p>議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>
教育長	<p>御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議案第7号「流山市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。</p>
学校教育部長	<p>議案書20ページを御覧ください。本議案は、国の要保護児童生徒援助費の学用品等の単価が引き上げられたことに合わせて、本市の就学援助の費目の年間支給額の改正を行うものです。詳細については学校教育課長から御説明します。</p>
学校教育課長	<p>本市の就学援助の年間支給額は、国の要保護児童生徒援助費補助金予算単価を参考としていますが、令和8年度から小学校の新入学学用品費と入学準備金の単価引き上げが予定されていることから、流山市においても令和8年度から当該費目単価を引き上げるため当該規則の一部を改正するものです。具体的には、小学校の入学準備金及び新入学学用品費を「57,060円」から「64,300円」に、中学校の入学準備金及び新入学学用品費を「63,000円」から「81,000円」に変更するものです。</p>
教育長	<p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p>
勝本委員	<p>就学援助を受けている児童生徒は流山市では何人ぐらいですか。</p>
学校教育課長	<p>令和7年12月末現在で、小学校が562名、中学校が324名で、合計886名が就学援助の対象となっています。</p>
教育長	<p>ほかに御質問はありますか。</p> <p>(特になし との声あり)</p>

教育長	<p>特にないようですので、質疑等を終結します。</p> <p>議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>
教育長	<p>御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議案第8号「流山市学校運営協議会設置運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。</p>
学校教育部長	<p>議案書25ページをご覧ください。本議案は、流山市学校運営協議会の会長、副会長の選出に関して明確に記載するほか、傍聴しようとする者がいた場合に、傍聴の受入れの可否等について明確にするためのものです。詳細については指導課長より御説明します。</p>
指導課長	<p>これまでの規則では、学校運営協議会の会長、副会長について、「学校の校長及び教員」は務めることができないと記載されていましたが、高等学校長が務めることはあるため、「協議会が所管する地区の小学校及び中学校に所属する教職員」は務めることができないと明確にします。次に、流山市学校運営協議会の会議内容及び取組の充実を図るために、地域に広く周知していくことが望ましいと考え、そのため、他学校区の学校運営協議会委員等が、他学校区の学校運営協議会内容を参考とし、当該協議会を運営していくことも必要であると考え、傍聴人に関する規定を明記しました。また、学校運営協議会委員の承諾のもと、学校運営協議会の会議内容や取組について、学校が積極的にホームページ等で公開していくことを期待するものとなっています。</p>
教育長	<p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>(特になし との声あり)</p>
教育長	<p>特にないようですので、質疑等を終結します。</p> <p>議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p>

(異議なし との声あり)

教育長

御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号「流山市特別支援スーパーバイザー設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

議案書30ページを御覧ください。本議案は、流山市特別支援スーパーバイザーの勤務条件を整理及び勤務時間を改めることとなったため、規則の一部を改正するものです。詳細については指導課長より御説明します。

指導課長

改正の内容ですが、1日当たりの勤務時間を「7時間30分を超えない範囲内」から「7時間」としました。それに伴い、特別支援スーパーバイザーの報酬を「月額356,800円」から「月額333,100円」としました。

教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

教育長

特にないようですので、質疑等を終結します。

議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育長

御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号「流山市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長

議案書33ページを御覧ください。流山市スポーツ推進委員につきましては、地域スポーツ行事の開催や住民スポーツ推進に関する助言指導を行うこととされており、現在の定員は20名ですが、近年の人口増加を鑑み、5名

増の25名とするものです。

教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

教育長

特にないようですので、質疑等を終結します。

議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育長

御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号「流山市学校サポート教員の設置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

議案書の36ページを御覧ください。本議案は、流山市学校サポート教員の勤務条件を整理し、勤務条件等を改めたため、要綱の一部を改正するものです。詳細については指導課長より御説明します。

指導課長

改正の内容ですが、1つ目の学習サポート教員は、1日当たりの勤務時間を「7時間45分以内」から「7時間」に、1週間当たりの勤務時間を「37時間30分以内」から「35時間」としました。2つ目の学習サポート指導員は、「1週間当たり25時間以内、年間1,050時間以内」を「1週間当たり25時間、年間1,050時間」としました。3つ目のスクールアシスタントは、「1週間当たり15時間以内、年間600時間以内」を「1週間当たり15時間、年間600時間」としました。また、学習サポート指導員及びスクールアシスタントが時間単位の休暇を取得した際に、日数に換算する計算が要綱上明確になっておりませんでしたので、1週間当たりの勤務時間を勤務日数で割った時間としました。

教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

教育長

特にないようですので、質疑等を終結します。

議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育長

御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号「流山市学校図書館司書の設置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

議案書の39ページを御覧ください。本議案は、流山市学校図書館司書の勤務日数を改めたもので、要綱の一部を改正する必要性が生じたため改正するものです。詳細については指導課長より御説明します。

指導課長

これまでは「週4日以内勤務」と記載しておりましたが、授業支援回数が勤務日1日当たり4時間以上の学校があり、従来の勤務日数ですと職務の遂行が難しくなるため要綱を改め、週5日勤務する司書の配置を可能としたものです。

教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

教育長

特にないようですので、質疑等を終結します。

議案第12号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育長

御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号「流山市教育支援コーディネーター等の設置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。提案理由の説

明を求めます。

学校教育部長

議案書42ページを御覧ください。令和8年4月1日から、流山市教育支援コーディネーター及び教育支援センター学習サポート教員の勤務条件を整理し、勤務時間等の規定を改めたため、要綱の一部を改正するものです。詳細については指導課長より御説明します。

指導課長

改正の内容ですが、1つ目の教育支援コーディネーターは、年間の勤務日数を「年250日以内」から「年156日」に、1日当たりの勤務時間を「7時間30分」から「7時間」としました。2つ目の教育支援センター学習サポート教員は、年間の勤務日数を「年250日以内」から「年240日以内」に、1日当たりの勤務時間を「7時間30分」から「7時間」としました。また、教育支援センター学習サポート教員の勤務場所を、「教育支援センター（分室を含む。）」から「教育支援センター（分室を含む。）又は教育委員会が指定する小学校若しくは中学校」としました。

教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

羽中田委員

前にも説明していただいたかと思いますが、学校サポート教員、学校サポート指導員、スクールアシスタント、教育支援コーディネーターの教員免許の有無の違いは分かりますが、業務としては何が違うのでしょうか。

指導課長

学校サポート教員、学校サポート指導員、スクールアシスタントは、今の第13号の職とはまた別になり、第13号の職は、教育支援センター等に関わる学習サポート教員や指導員になります。こちらの教育支援センターにはコーディネーターがいるのですが、このコーディネーターは各教育支援センターを回ったり、各校の本来教育支援センターを回り、学校事例等の集約・周知に努めたりしています。

羽中田委員

コーディネーターはいろいろ回り、市全体のコーディネートをするということで、どこかの学校に決まっているということではないのですね。

指導課長

そうですね、市の支援センターにも行きますし、学校にも訪問します。

羽中田委員	今関係ないかもしれませんが、サポート教員とサポート指導員というのは、学校でどのような使い分けをしているのですか。
指導課長	サポート教員は免許のある職種ですので、先生のいない時に教室に入り、中心になって指示をしたりということもしています。
羽中田委員	ではサポート指導員の方はそうしたことはできないのですね。私がこだわっているのは、例えば事故が起きた時に誰が責任を負うのかということが気になったものですから。そうするとサポート教員は免許もありきちんとした指導ができる、何か事故が起きた時には責任を負うという立場にあるのですか。
指導課長	サポート教員もサポート指導員も、あくまでも一会計年度任用職員ですので、事故の責任は、やはりその授業をもともと管理監督している学校になると考えています。勝手に考えて自分で何かやって、ということは、サポート教員、サポート指導員はありません。
教育長	ほかに御質問はありますか。
	(特になし との声あり)
教育長	特にないようですので、質疑等を終結します。 議案第13号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
	(異議なし との声あり)
教育長	御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決することに決しました。
	次に、各課等事務連絡に移ります。公民館からお願いします。
公民館長	(流山市ゆうゆう大学13期の開設について)
図書館長	(令和6年度図書館年報について)

教育長

以上の各課等事務連絡への質疑等がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

教育長

特にないようですので、各課等事務連絡についての質疑等を終了します。
続きまして、先ほど非公開と決定しました案件に入ります。

議案第14号「令和8年4月1日付け流山市教育委員会職員（管理職）人事異動について」

教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

教育長

以上をもって、本日教育委員会会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

以上で、令和8年流山市教育委員会会議第3回定例会を終了します。

(閉会 午前11時00分)